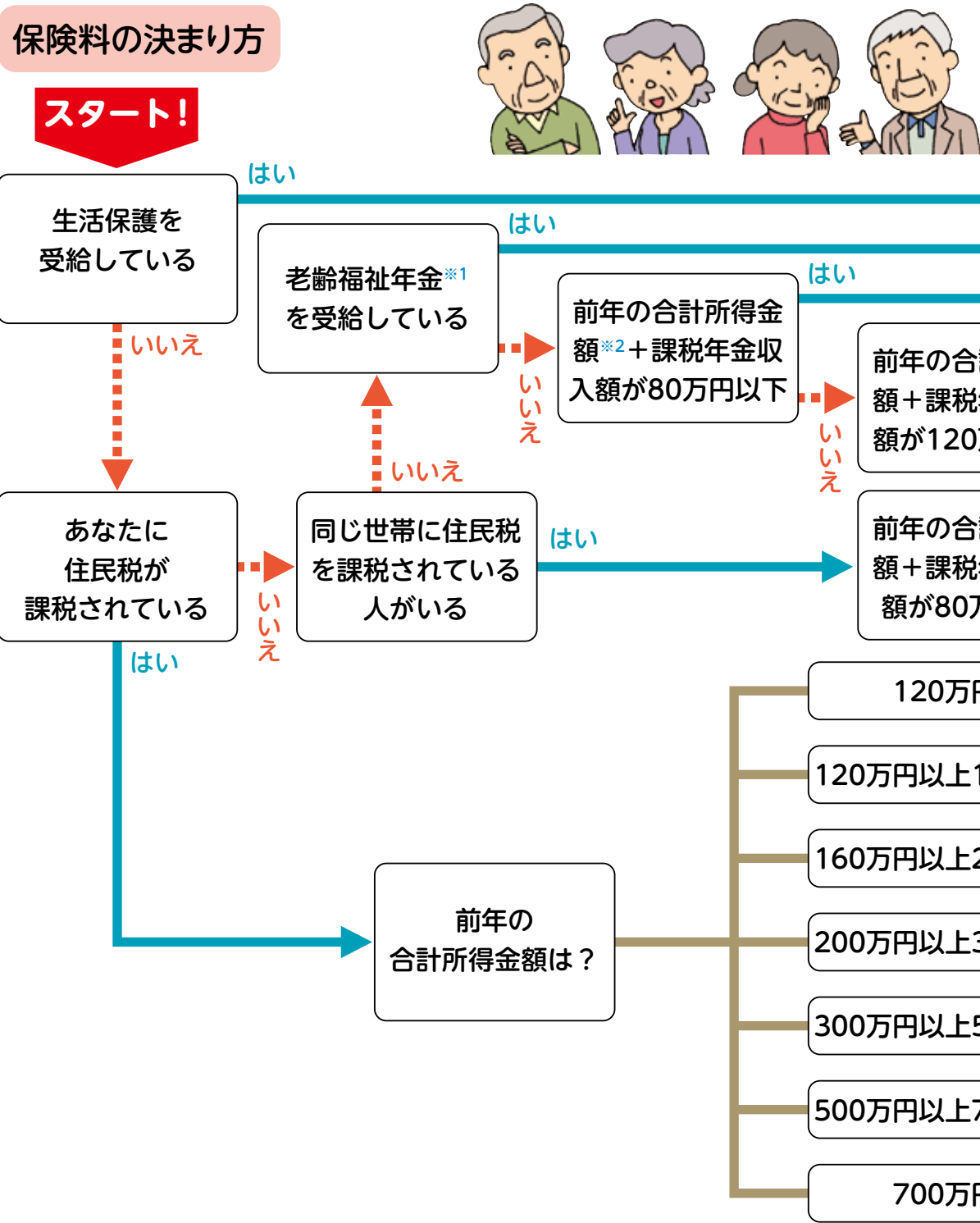


65歳以上の人の介護保険料 (第1号被保険者)

65歳以上の人の介護保険料は、浜田地区広域行政組合の介護保険サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得に応じて決まります。

あなたの保険料を確認してみましょう。

保険料の決まり方



介護保険料は基準額をもとに決められます

基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる金額のことです。保険料は、本人や世帯の課税状況や所得に応じて、段階的に決められています。

基準額(年額)
(79,200円)

=

浜田地区広域行政組合で
介護保険の給付にかかる費用

×

65歳以上の人の
負担分(23%)

浜田地区広域行政組合の65歳以上の人数

- ※1 老齢福祉年金とは
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
- ※2 合計所得金額とは
収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。第1～5段階の人は公的年金に係る雑所得を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以降の合計所得金額に給与所得または公的年金に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

※第1～3段階は公費を投入し、負担軽減を行った後の保険料率および保険料額です。

段階	対象者	計算方法	介護保険料年額
第1段階	●世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 ●生活保護を受給している人 ●世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.3	23,760円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の人	基準額×0.5	39,600円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.7	55,440円
第4段階	●本人が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人（世帯内に住民税課税者がいる場合）	基準額×0.9	71,280円
第5段階	●本人が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人（世帯内に住民税課税者がいる場合）	基準額	79,200円
第6段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	95,040円
第7段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上160万円未満の人	基準額×1.4	110,880円
第8段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が160万円以上200万円未満の人	基準額×1.6	126,720円
第9段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.8	142,560円
第10段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	基準額×2.0	158,400円
第11段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	基準額×2.25	178,200円
第12段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上の人	基準額×2.5	198,000円

保険料の納め方

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円以上の人

年金から差し引き
(特別徴収)

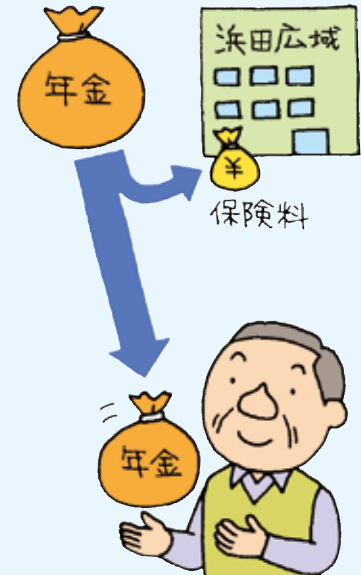
年金の定期支払いの際に、年金の受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

※老齢福祉年金などは、特別徴収の対象となりません。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)

介護保険料は前年の所得にもとづいて決まりますが、前年の所得が確定するのは6月以降となります。そのため、前年度から継続して特別徴収の人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納めます（仮徴収）。

10・12・2月は、確定した年間保険料額から、仮徴収分を差し引いた額を納めます（本徴収）。



次のような場合には、年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金の受給が始まった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円未満の人

納付書または口座振替で納付
(普通徴収)

口座振替または浜田地区広域行政組合から送付されてくる納付書で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

口座振替がおすすめです！

普通徴収の人には、便利で安心な口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、浜田地区広域行政組合指定の金融機関でお申し込みください。口座振替申込書は金融機関窓口に備えてあります。

- 預（貯）金通帳
- 印かん（通帳届け出印）



※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納付書で納めることになります。

